

平成28年5月9日
九州産業保安監督部

一般用太陽電池発電設備（出力50kW未満）を設置している皆様へ

一般用太陽電池発電設備（出力50kW未満）に対する
パネル飛散防止について【注意喚起】

日頃は電力設備の保安にご協力を頂きありがとうございます。

再生可能エネルギー特別措置法に基づく、固定価格買取制度の施行以降、太陽電池発電設備が急激に増加しています。

最近、太陽光パネル等の飛散事故が散見されており、昨年9月の台風15号の風による事故では、発電所構外に飛散した太陽光パネルにより、多数の住宅や車両を損壊するという被害も発生しています。

これら被害の再発を防止するため、台風期前までに、設置者各々の責任において、太陽光パネル等の飛散による被害防止のため、万全な対策が必要です。

引き続き、経済産業省では、太陽電池発電設備の安全対策を検討して参りますので、有効な対策などの意見や提案がありましたら下記問い合わせ先までお知らせ下さい。

（添付資料）

○太陽光パネルの飛散被害が出ています～被害が出る前に確認を！～

（参考条文）

○電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日通商産業省令第52条）

第四条 電気設備は、感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならない。

（本文書に係る問い合わせ先）

九州産業保安監督部 電力安全課長 東 徹

担当者：松枝、江崎、河田

電 話：092-482-5520

太陽光パネルの飛散被害が出ています ～被害が出る前に確認を！～

昨年、太陽光パネルが飛散する事象が相次いで発生しました。
なかには飛んだパネルが近隣の住宅へ被害を与えた例もありました。
パネルや架台のねじのゆるみ等がないか、変形や破損はないか等の
定期的なチェックが事故の未然防止につながります。
万が一他者に被害が発生した場合には、刑事責任や民事責任が生じる
場合があります。

パネル飛散の例 (昨年8月 台風15号によるもの)



このような被害が起きないように

**施工会社やパネルメーカー等に連絡して
定期的に点検・メンテナンスを受けてください**

破損したパネルを発見したら

破損した太陽電池発電設備に光が当たっている場合、パネルや電線の接続部、架台等は、触れると**感電するおそれ**があります。

設置事業者の皆様におかれましては、以下の点についてご注意ください。

1 パネルや設備には触れない

2 周囲の方へも注意の呼びかけを

3 施工会社やメーカーに対処を依頼

どういった対処が必要か、どこに連絡をすればよいのか、経済産業省でもご相談に乗ります。下記まで、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課 新エネルギー班

電話 03-3501-1742 (直通)

メール qqnbbj@meti.go.jp